

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第4項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月20日
【四半期会計期間】	第132期第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）
【会社名】	武田薬品工業株式会社
【英訳名】	Takeda Pharmaceutical Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長谷川 閑 史
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市中央区道修町四丁目1番1号
【電話番号】	大阪（6204）2111（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部シニアマネジャー（決算）伴 雅雄
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋二丁目12番10号 （武田薬品工業株式会社東京本社）
【電話番号】	東京（3278）2111（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部シニアマネジャー（財務）眞谷 俊誠
【縦覧に供する場所】	武田薬品工業株式会社東京本社 （東京都中央区日本橋二丁目12番10号） 武田薬品工業株式会社横浜支店 （横浜市西区北幸二丁目15番10号） 武田薬品工業株式会社名古屋支店 （名古屋市西区牛島町6番1号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番2号） 証券会員制法人札幌証券取引所 （札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1）

1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年8月13日に提出いたしました第132期第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）に係る四半期報告書に添付しています独立監査人の四半期レビュー報告書に、一部原本と異なる箇所がありましたので、これを訂正するため、四半期報告書の訂正報告書を提出するものです。

2 【訂正事項】

当期四半期連結財務諸表に対する四半期レビュー報告書

3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_線で示しています。

（訂正前）平成20年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度  
（訂正後）平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月13日

武田薬品工業株式会社  
取締役会 御中

### あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 正典
指定社員 業務執行社員	公認会計士	目加田 雅洋
指定社員 業務執行社員	公認会計士	谷 尋史

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている武田薬品工業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、武田薬品工業株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年7月18日に自己株式を消却した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。